

産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」第1回

日時：令和元年10月18日 13:30～15:00

場所：中央合同庁舎4号館共用1202会議室

1. 議事

- (1) 開会
- (2) 内閣官房日本経済再生総合事務局からの説明
- (3) オープンAPI (Application Programming Interface) について
- (4) 民間事業者による革新的な本人確認の実装支援等について
- (5) 閉会

2. 出席者

【未来投資会議議員】

志賀 俊之 株式会社 INCJ 代表取締役会長/CEO

【アドバイザー】(五十音順)

伊藤 宏嘉 株式会社名古屋銀行 東京事務所付部長
小村 充広 free finance lab 株式会社 代表取締役会長
佐藤 純一 株式会社三井住友銀行 経営企画部 全銀協会長行室 副室長
関 敏幸 株式会社常陽銀行 経営企画部 協会担当部長
瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード 取締役 Fintech 研究所長
水村 洋一 株式会社セブン銀行 ATM ソリューション部 グループ長

【省庁】

内閣官房

風木 淳 日本経済再生総合事務局 事務局次長
佐藤 正之 日本経済再生総合事務局 事務局次長
林 幸宏 日本経済再生総合事務局 事務局次長
堀本 善雄 日本経済再生総合事務局 事務局次長
三浦 章豪 日本経済再生総合事務局 参事官

安東 高德 デジタル市場競争本部事務局 参事官

金融庁

中村 修 企画市場局 審議官
岡田 大 企画市場局 信用制度参事官
新発田 龍史 監督局 銀行第一課長

尾崎 寛 総合政策局 マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長

公正取引委員会

藤井 宣明 経済取引局 総務課長

経済産業省

中原 裕彦 大臣官房 審議官

警察庁

高橋 俊章 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
犯罪収益移転防止対策室長

3. 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）におけるFinTech／金融分野の方向性について、内閣官房日本経済再生総合事務局より資料1に沿って説明。
4. オープンAPIの導入に関する取組や進捗状況等について、電子決済等代行業者協会、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、金融庁より、資料2～6に沿って説明。

（未来投資会議議員・アドバイザー・関係省庁からの意見の概要（順不同））

- オープンAPIについては、全体的に進んでいない印象がある。具体的に、オープンAPI接続に際し、システムの構築にどのくらいのコストがかかり、それをどのようなポリシーで回収しようとしているのか、その部分について折り合いがつかなければ平行線をたどるのではないか。また、銀行と電子決済等代行業者（以下、電代業者）との間で個々に交渉を進めても間に合わないという印象を受けるため、汎用的で、基準となり得るような契約の締結を進めてはどうか。
- 各銀行によってシステムが異なるため、一律では申し上げづらい。また銀行規模に応じて、かかるコストも様々である。当行では、システム構築にかかるインシヤルコストを回収しようとは考えていない。別途、電代業者との間でWin-Winの関係になるようなデータ連携などに価値を見出して連携したいと考えている。また、インシヤルコストに加え、システムを維持・利用するためのランニングコストについても考える必要がある。ランニングコストの部分がそのまま赤字になるのは辛いので、ランニングコストについては当行と電代業者とでうまく分かち合えないかという話を電代業者としている。

- システム構築にかかるコストは、各行によって様々である。個別行としては、API 接続手数料の水準は、連携方法によって異なると考えている。連携によるベネフィットが大きいと判断して手数料は僅かしかいただいている一方、連携によるベネフィットがない場合は、一定程度の手数料をいただかないとシステム投資が全く回収できないということになる。弊行ではこうした考えのもと、手数料交渉を行っている。
- コストの回収をどのように行うかについては、銀行の戦略によってまちまちである。例えば、個人の参照系 API について、先行投資の意味合いで割り切って無料にするという考え方もある一方で、個人の顧客のうち参照系 API の利用者の割合が低い場合には、回収期間の見積もりも長くなり、料金設定の考え方が異なることもありうる。銀行が自行のポートフォリオを検討する際、利便性や革新的なサービスの発展を優先する場合には、オープン API に重きを置いた投資が考えられる。他方で、API 非利用者とのバランスも考慮するならば、例えば創業者支援等にウエイトをかけることもあり得るので、コスト回収方法や投資のウエイトは各行の戦略によって全く異なる。従って、電代業者と銀行との対話の中で、互いの事情について十分に理解を深めることが重要である。
- 上場している電代業者であってもランニングコストすら折り合えず、産業として成立する程度の収益を得られていないのが現状である。また、海外において、残高参照でお金をとってエコシステムが広がった例は無い。参照系 API が有償化している現状を海外の金融当局に共有したところ、利用者のデータを参照するだけでなぜ有償化といった議論が起きるのか、とコメントされた。現時点ではまだ、需要と供給のバランスがとれていない段階であるが、こうした状況で有償化の動きが拡大すれば、個人向け API 事業者は、利用料を払える客にのみサービスを提供するというビジネスの再構築を迫られるのではないかと懸念している。たとえば欧州においては、GDPR という非常に強い個人情報のポータビリティまでを約するような法律がある前提で API 開放を迫る決済サービス指令が出ており、また、個人情報の在り方における国民の理解も進んでいるので、日本と前提が違うことは明らかであるものの、日本においても、少なくとも個人が自己の情報を利活用して暮らせる状況は、何とかして守っていききたい。

契約書については、全国銀行協会が契約のひな型を作っており、競争法上の懸念があるため価格部分は意図的に空欄にしてきた。金融機関が、このひな型をそのまま使うケースもあれば、独自のものを使うケースもある。セキュリティの在り方についても、FISC（金融情報システムセンター）で統一的に作成したセキュリティチェックリストがあるが、各行が個別に要素を加えたり、統一リストとは別途異なるリストを送付することも起きているため、電代業側での回答作業が非常に大変であると聞いている。そこで現在、ある会社がセキュリティを統一して審査する取組が進められてい

る。このような、審査手続を楽にしていく工夫はこれからも進めていきたい。

- 当局において、現段階では、2年間の猶予期間の中でAPIでの契約締結を進め、APIが難しい場合には契約を結んだ形でのスクレイピングを検討するよう銀行にお願いしている。銀行と電代業者における相互のビジネスモデルや、Win-Winのメリットについてイメージがわいておらずモメンタムが生じていない銀行などもあるかもしれないので、メリット等をわかりやすく説明する場を設けて、モメンタムを高めていきたいと考えている。
- スクレイピングの場合、銀行側からすると、インターネットバンキングに預金者本人がアクセスしているのか、それとも電代業者がアクセスしているのかわからない。交渉が進んでいる場合には、交渉の場で聞けば判明するのだろうが、交渉が進んでいない場合、銀行は、自行の預金者のうちどの程度が電代業者のサービスを使っているか把握できない。現在、当局では、銀行がイメージをつかみコスト等を検討する一助となるよう、各行ごとに、どの程度の預金者が電代業者のサービスを利用しているのか調査しているところである。
おそらく銀行、電代業者ともに、利用者に迷惑をかけられないというスタンスは一致していると思う。猶予期間が終わる来年5月末までに一旦APIの契約を締結した上で、経済条件は継続交渉とするといったことも考えられると思う。いずれにせよ、利用者に迷惑をかけないというスタンスで進めていくことになるのではないかと考えている。
- (当局によるAPI接続状況の実態調査について、調査結果の公表時期はいつであるかとの質問に対し、)9月末時点での実態調査の結果は、なるべく早く取りまとめる。11月くらいには公表できればと考えている。銀行としても、電代業者のサービスを利用している自行の預金者数が判明し、多くの預金者が電代業者のサービスを利用しているとすれば、利用者には迷惑をかけられないとなるだろう。一方で、調査の中で契約の締結が進んでいないといった状況が判明すれば、日頃のモニタリングの中でヒアリングをすることも考えられる。
- 現在、結構な勢いで銀行と合意を進めている電代業者もある。もともと、契約を締結しても経済条件は先延ばしにしたり、システムを繋ぐにしてもテストやリリースを要するため、合意をしても準備までに2、3ヵ月はかかるという状況。
銀行APIのネットワークを作ることは素晴らしいことだと思う。たとえば、スマホアプリなども、オープンにし、様々な業者がアプリを提供することで便利になり、スマホ自体の価値も上がる。また、20年前にはコンビニのATMは無かったが、銀行がオープンにコンビニと繋いだ結果、客の利便性が上がった。これらは当然の話かもしれないが、やはり、電代業者が価値の高いアプリを作って銀行と繋げば、銀行側のデ

一タの価値も上がるということ、皆で分かち合っ前向きにやっていけたらと思っ。一方で、システム構築に係る負担など、銀行の現場は大変であるし、電代業者側も、一行一行と繋がるたびに開発費用やテスト費用がかかっている。ガラパゴス化するのではなく、標準化された API が完成し、銀行側も電代業者側も開発することが不要となれば、新規参入や銀行側の API 開放もしやすいのではと思っ。

- 当局としては、競争環境の整備を図ることが重要な任務であると考えている。参照系 API を利用した家計簿サービスやキャッシュレス決済を提供するフィンテック企業の新規参入は、金融分野における事業者間の競争の活発化や利用者にとっての選択肢の増加、利便性の向上に繋がると考えている。フィンテック企業の新規参入が妨げられてしまう要因があると、これらの期待される効果がなかなか出ないとの懸念がある。今年の成長戦略の中には、「金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革などの他の政策手段についても併せて検討する」といった記載もある。このような状況も踏まえ、当局としては、キャッシュレス決済や家計簿サービスについて、業界の取引慣行や規制が新規参入の妨げになっていないかといった点に着目して実態調査を行い、その結果を踏まえて独占禁止法及び競争政策の観点から提言を取りまとめていきたいと考えている。
- 日本においては、銀行の差別化は非常に難しい。貸出のみのビジネスでお客さまから選んでいただくのは至難の業であるため、銀行にとってフィンテックで新サービスを提供することは差別化を図るうえで非常に重要なテーマである。イギリスを含む欧州では、銀行が寡占状態であるため、競争を促進させる観点からオープン API が義務化されていると認識している。他方、銀行が寡占状態にない日本では、価値のあるサービスは民間の中から生み出されるという意図をもった政策のもとで取り組ませていただいており、民衆で契約する余地を残していただいているものと理解している。他方、金融インフラの非常に安定している日本においては、セキュリティも失ってはならないと考えている。よって、銀行とフィンテック事業者が共同で新たなサービスを生み出すことが重要であり、セキュリティを確保したうえで、新たなサービスを生み出すことについては積極的に取り組みたいと考えている。
- 金融取引の原則として守らなければならないことが3つあると考えている。1つ目が利用者の安心安全、2つ目が利用者保護、3つ目が利用者利便である。この3つはバランスよく推進していくべきだと考えている。イノベーションは非常に重要である一方で、利用者にとっての安心安全や利用者保護もおろそかにしてはいけない。顧客からの信用・信頼は、銀行界が長年築いてきた財産である。これを守りつつ、フィンテック事業者との連携を進めながら、銀行・フィンテック事業者・利用者の3者が Win-Win-Win となるような取組を進めていきたいと考えている。

- 銀行は、長年築いてきた信頼・信用をベースにしたビジネスをしている一方で、世界では、デジタルトランスフォーメーションや第4次産業革命など、18世紀に起きた産業革命と同じようなことが起こっており、デジタルに関し日本は周回遅れどころか他国に大きな差をつけられている。守るべきものと捨てるもの、そして新たに受け入れるもののバランスが重要であり、まさにこのバランスをとるべきものがオープン API だと思う。守りすぎれば交渉はうまくいかないし、全て受け入れればよいという訳でもなく、大変なチャレンジであると思う。オープンイノベーションの精神を考えつつモメンタムを高くし、来年5月末には API がすべてのユーザーに使われ利便性が高まるようにしていただきたい。
 - ユーザーの視点から申し上げると、まず、利用者の保護とイノベーションのバランスが大切であることについては同意する。コスト負担が不適切だとイノベーションが阻害されるのは言うまでもないが、お金は置いておかれるだけでは、イノベーションに傾かず、大きな機会コストが生じる。また、イノベーションを通じたセキュリティの向上という議論の前提となる考え方も重要。ユーザーの視点をもって、関係者での議論を尽くしていただきたい。
5. 民間事業者による革新的な本人確認の実装支援等について、金融庁、株式会社セブン銀行より、資料7、8に沿って説明。

(未来投資議員・アドバイザー・関係省庁からの意見の概要(順不同))

- 本人確認に際してマイナンバーカードを利用することは、デジタルガバメントに近づくための方策として有用と思われるにもかかわらず、本人確認の文脈でマイナンバーカードという単語が全く出て来ないのは残念である。これを機会に、是非マイナンバーカードの活用促進をしてほしい。
- 昨年度、全国銀行協会の「AML/CFT 態勢高度化研究会」において本人確認の共同化が検討されており、民間金融機関が確認した情報の精度や鮮度に問題はないのかとの指摘がされていた。いわゆるゴールデンソースオブインフォメーションと呼ばれる、マイナンバーカードや登記情報などを活用した方が効果的・効率的ではないのかとの指摘もあるため、これを念頭に置きながら検討を進めていきたい。
- マネロン・テロ資金供与対策がグローバルな課題として取り上げられており、金融犯罪・地政学的なリスクの高まりの中で、グローバルスタンダードで我が国のマネロン・テロ資金供与対策の高度化が求められている。よって、グローバルスタンダード

を定めている FATF の要請にこたえるため、現在、官民一体となって急速に高度化を進めているところである。そこで問題となるのがコストであるが、特に、地域金融機関や小規模事業者にとって、システムを活用したデータ分析、データベースの構築、かつ、それをメンテナンスして活用する人材のフルセットが必要であり、これにかかるコストが大きいので、この部分を共同化することで得られる社会的なメリットは非常に大きく、共同化には馴染みやすい。また、口座開設等の入口の本人確認におけるマイナンバーカードの利用促進も併せて検討していきたい。

- 昨年の犯収法施行規則改正によって、画像を使った本人確認手法の導入が進んでおり、フィンテック企業のサービスを利用するユーザーの選択肢が広がっているので、これは非常にありがたい制度整備であったと考えている。一方で、口座開設時にいわゆる善人であった人が悪の道に堕ちていく過程を、送金データの分析によってダイナミックに把握し、補足することも可能になっている。日本では、取引開始時点での「100点」をチェックするような本人確認が多いが、人間とはダイナミックなものである。そのような点でも、参照系 API や本人確認 API を通じて収集したデータの活用は大きな貢献をするだろうと考えている。
- 口座開設をしたときは善人であるが、その後、なりすましや口座の乗っ取り、売買などによって口座の利用者が悪人になるケースがあり得るので、顧客に着目した継続的な定点観測、すなわち継続的顧客管理は重要であり、この分野においては AI 等を利用した効率化が望めるものと考えられる。もう一つの方法として、取引に着目する観測方法があり、取引のパターンが変わったり、たとえば普通のサラリーマンの資金移動とは異なる特殊な動きを発見したときなどに、ネットワーク分析という技術を活用し、誰とのお金のやりとりなのかを突き止めて、犯罪グループを一網打尽にすることも可能である。先端技術が貢献しやすい分野のため、こちらについても今後の実証事業の中で考えていきたい。